国と地方のシステムWGの検討状況

国と地方のシステムWG

平成29年12月13日

(社会資本整備等分野)

I コンパクト・プラス・ネットワークの形成

【立地適正化計画の作成、促進】

(これまでの取組状況)

- 立地適正化計画については、2017年7月31日現在、357市町村が計画の作成について具体的な取組を行っており、112市町村が計画を作成・公表している。
- まちづくりの主体である市町村において医療・福祉、地域公共交通などのまちづくりと密接に関係する様々な施策との連携による効果的な計画が作成されるよう、関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じ、現場ニーズに即した支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の「見える化」等により、市町村の取組を省庁横断的に支援した。
- 都市計画道路の見直しを加速するため、都市計画道路の見直しの検討プロセスに関する事例を整理した「都市計画道路の見直しの手引き(第1版)」を発出した。

(今後の取組)

自治体への働きかけの効果が現れているか、ボトルネックは何かを検証しつつ、質の高い立地適正化計画の作成、推進を包括的に進める。

- 今年度末時点の調査結果を踏まえ、立地適正化計画に係る改革工程表の第2階層KPIを見直す。
- 今年度から、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化により一層取り組み、立地適正化計画及び地域公共 交通網形成計画の作成を進めるよう相互に働きかける。
- 引き続き、地方公共団体に対し、計画相互の比較検証を通じたコンサルティングやPDCAの徹底により、計画の質を不断に向上させるよう働きかけを行う。
- 都市計画に関するデータの利用環境を充実させるため、来年度中を目途に都市計画情報のオープン化に向けた検討、ガイドラインの作成等を行い、都市計画基礎調査情報のオープンデータ化等を促進する。
- まちの拡大を前提とした現行の都市計画制度をコンパクト・プラス・ネットワークに対応しやすいものに見直すた めの検討に着手する。

I コンパクト・プラス・ネットワークの形成

【立地適正化計画の作成、促進】

- 都市計画道路の見直しについて、2017年度中に地域ごとの実情を把握した上で、見直しの手引き(第2版)を発 出するなど今年度中に推進方策の取りまとめを行う。
- 2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、5年以内を目途に計画を作成するよう、2018年度中にすべての対象自治体に対して個別に働きかけを行う。
- 今年度から、コンパクト・プラス・ネットワークの取組成果等の見える化に向けて、公共交通に関するデータの収集、分析、利活用を推進する。

- 先進自治体における実績を参考にしつつ、計画を作成する自治体に対し適切なコンパクト化の指標の設定を促すとともに、その進捗管理を自治体任せにするのではなく、国としてもこれをフォローすべきである。
- コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けて、どのような施策が有効なのかを明らかにするため、国は、自治体による都市計画基礎調査情報のオープンデータ化や、自治体ごとに作成する都市構造に関するインフラストック情報等をまとめたカルテの充実に向けた取組をサポートすべきである。
- 交通系調査を実施する自治体が少ない状況では、コンパクト・プラス・ネットワークの横串評価が難しいと考えられる。ビッグデータを利活用した安価で効率的な調査手法の開発とあわせて、自治体のこうした新技術の利用 推進に向けた方策を検討すべきである。

I コンパクト・プラス・ネットワークの形成 【既存住宅・空き家等の流通・利活用等の促進】

(これまでの取組状況)

- 不動産情報の充実等による既存住宅等の流通の活性化に向けて、「不動産総合データベース」の試行 運用や建物状況調査(インスペクション)の実施の有無等を位置付けた改正宅地建物取引業法の施行 に向けた事業者向け説明会を実施した。
- 空家等対策の推進に関する特別措置法による空き家対策を促進するため、財政支援措置や税制措置 を行うとともに、空き家所有者情報の活用のためのガイドライン(試案)を策定・公表した。

(今後の取組)

不動産情報の充実等や空き家等の流通・利活用等に向けて、買主である消費者の建物状況調査に関する理解の促進や全国版空き家・空き地バンクの構築・活用等により包括的に取り組む。

- 不動産情報の充実等による既存住宅等の流通の活性化に向けて、来年度から、インデックス等の充実による不動産情報基盤の充実や不動産総合データベースの本格運用、買主である消費者の建物状況調査(インスペクション)に関する理解の促進、特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度による「安心R住宅」の流通促進を図る。
- 既存住宅流通を促進するため、建物に対する価値の付け方やファイナンスのあり方を見直すべく、金融 機関も含め関係者が連携した取組に対し支援を引き続き行う。
- 官民連携による空き家・空き地の流通・利活用等を促進するため、今年度から、全国版空き家・空き地バンクの構築・活用、空き地の活用に係る優良事例の横展開等を行う。

(今後取り組むべき課題)

● 不動産情報の充実等による既存住宅等の流通の活性化に向け、データ保有者との調整を踏まえつつレインズデータの社会的な利活用促進に向けた検討を行うべきである。

Ⅱ 公共施設のストック適正化、国公有資産の適正化

(これまでの取組状況)

- 公共施設等総合管理計画については、2016年度末時点で、98.2%の地方公共団体が策定を完了した。
- 人口や維持管理・更新費用の将来推計、計画期間を含む総合管理計画の主たる記載内容を、2016年度末時点において策定されている全団体分を取りまとめ、一覧にしたものを公表している。
- 個別施設計画については、ほぼ全ての地方公共団体において策定が完了している施設がある一方で、策定率が20%を下回る施設があるなど、施設分野により進捗が大きく異なる。
- 個別施設計画の策定支援のため、ガイドライン等の策定や先進・優良事例の周知等を実施している。

(今後の取組)

個別施設計画策定の着実な進捗を図るとともに、計画の主な内容やインフラ維持管理・更新費を地方公共団体間で比較可能な形で示す「見える化」を推進する。

- 個別施設計画や固定資産台帳から得られる情報の反映など、総合管理計画の改訂に当たっての留意点を今年度中に地方公共団体に通知し、総合管理計画の見直し・充実化を促進する。
- さらに、維持管理・更新費の見通しを一定期間や区分に分けて示すことを留意点と併せて今年度中に通知し、一定期間を定めた中長期の住民一人当たりインフラ維持管理・更新費の見通しを地方公共団体間で比較可能な形で示す「見える化」を推進する。
- 地方公共団体ごとの全ての個別施設計画の策定状況を総括的に一覧にし、進捗状況の「見える化」を図る。
- 策定率の低い分野の個別施設計画については、未策定の地方公共団体の策定予定の把握、課題の分析を今年度中に行い、 必要な対策を実施することで、着実な進捗を図る。
- 地方公共団体の個別施設計画の策定に合わせて、個別施設計画の主たる内容(「施設保有量」、「事業や施設に応じた先進優良事例の取組の有無」、「維持管理・更新費の見通し」等)を地方公共団体間で比較可能な形で示す「見える化」を推進する。
- 施設の特性を踏まえ、維持管理・更新費の見通しの標準的な算定方法、長寿命化・統廃合・広域化等の今後の選択肢を判断するに当たってのベンチマーク等をガイドラインで示すなど、個別施設計画策定の支援を実施する。
- 上下水道事業において経営情報の「見える化」を促進するとともに、民間による事業診断を実施する。
- 下水道事業は、2018年度予算より、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、未普及の解消及び雨水 対策に重点化する。
- 学校施設とスポーツ施設・社会教育施設の集約化・複合化を進める。

(今後取り組むべき課題)

● 長寿命化を含む老朽化対策を行った効果を統一的に把握する指標を検討すべきである。

Ⅲ PPP/PFIの推進

(これまでの取組状況)

■ 国及び人口20万人以上の地方公共団体等における優先的検討規程について、運用の手引きの周知等を行うとともに、優先的検討規程の運用状況を踏まえつつ適用を拡大している。

(今後の取組)

人口20万人未満の地方公共団体など小規模自治体における取組を進めるとともに、公的不動産について、 PPP/PFIの利活用拡大を通じてキャッシュフロー化、維持管理コストの削減、将来世代負担増大の抑制 等を図る。

- 今年度から、優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②人口20万人以上で未策定の地方公共団体における速やかな策定、③地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大を図る。
- 優良事例や先行事例の行政手続き等の蓄積されたノウハウ・専門知識、小規模自治体における先行事例を収集・分析して得られた小規模自治体が取り組むために必要なノウハウの全国への普及を進める。

(今後取り組むべき課題)

● KPIである、「ブロックレベルの地域プラットフォームに参画する地方公共団体の数」と「地域プラットフォームの形成数」について、現時点で既に達成し又は達成に近づいているものであり、改革をさらに進めるため、KPIそのものや目標値の再検討を行うべきである。

IV ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進 【ストック効果の評価手法の検討】

(これまでの取組状況)

- 国土交通省において、第4次社会資本整備重点計画等に基づき、ストック効果の高い社会資本整備の 重点化に向けて、効果を多面的に計測するための指標の整備や投資面・施設運用面における工夫のイ ンデックス化等の評価手法の整備を行っている。あわせて、ストック効果の事例・データの蓄積を推進し た。
- 農林水産省、関係省庁において、ストック効果の評価手法やその運用方法について検討を行っている。

(今後の取組)

ストック効果のPDCAサイクルへの活用に向け、関係省庁の進捗に応じた取組を進める。

- 来年度から、国土交通省において、事業実施後に、ストック効果の発現状況を多面的に計測するための 指標等を用いて、定量的・客観的に効果を把握するとともに、事業の改善点等の工夫・教訓をアーカイブ 化し、これらの知見をPDCAサイクルに活用する。
- 農林水産省、環境省において、これまで定性的に把握されていた効果について、定量的な評価手法を検討するなど、評価手法や運用方法を整備して、PDCAサイクルに活用する。
- 来年度中に、文部科学省、厚生労働省において、他事業の事例も参考にしつつ、ストック効果を評価するため、定量化の可否も含めて指標を検討し、指標を整備する。

IV ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進 【所有者を特定することが困難な土地の有効活用】

(これまでの取組状況)

- 所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドラインを策定・改訂した。
- 各種の相続手続きに利用することができるよう、被相続人及び相続人の情報を一覧にして記載した書面を登記官が確認し、その写しに認証文を付して交付する法定相続情報証明制度を施行した。

(今後の取組)

骨太の方針2017に基づいて、各省が連携して、次期通常国会に法案を提出するとともに、登記制度や土地所有権の在り方といった中長期的課題についても検討を進める。

- 公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築等に ついて検討し、次期通常国会に法案を提出する。
- 登記制度・土地所有権の在り方等の中長期的課題について、2018年度中の法制審議会への諮問に向けて検討を進める。
- 法定相続情報証明制度を来年度中に行政機関における各種の相続手続きにおいても利用できるようにするなど、制度の利用範囲の拡大を通じて相続登記の促進を図る。
- 長期間相続登記が未了の土地について、来年度から相続人となり得る者を調査し、その者に直接的に相続登記を促すとともに、調査結果を登記所に備え付け、事業実施主体における土地の利活用につなげる。
- 各種台帳等における最新の所有者情報をより的確に蓄積し、行政機関内で共有する等の仕組みについて、今年度中に 推進体制を決定する。

- 中長期的な課題について、研究会及び法制審議会における検討の工程を明らかにするとともに、検討の過程で実施可能と考えられる事項については、速やかに対応すべきである。
- 土地所有者の把握のため、マイナンバーの利用範囲を登記事務に拡大することについて検討すべきである。
- 所有者情報を行政機関内で共有する等の仕組みについては、推進体制決定後、各種台帳等の連携による新たな土地情報基盤の構築も含めて検討すべきである。

IV ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進 【戦略的イノベーション創造プログラム等による重点化・重複排除した研究開発の促進】

次の内容を新たに改革工程に盛り込んだ。

(今後の取組)

内閣府において、政府横断的な視点で事業と予算や施策の関係整理・「見える化」を推進する。

- 来年度中に、内閣府において、戦略的イノベーション創造プログラム等により、
 - ・ 点検・モニタリング・診断技術、アセットマネジメント技術等の研究開発
 - 現場検証による各種技術の最適化、社会実装モデルの検討と検証、国際展開に向けた研究開発成果の発信と調整
 - ・ インフラメンテナンス国民会議や地域大学拠点と連携した地方公共団体等のインフラ管理者における 現場検証試験・実装化の推進

を行う。

● あわせて、内閣府において、政府横断的な視点で事業と予算や施策の関係整理・「見える化」を推進する。

V 社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等 【インフラマネジメントに資するデータプラットフォームの構築】

(これまでの取組状況)

● 国土交通省において、3次元データのオープンデータ化の実現に向けた利活用方針を策定するとともに、 社会資本情報プラットフォームの試行運用を開始した。

(今後の取組)

国土交通省において、インフラ・データプラットフォームの構築を進めるとともに、各府省、地方公共団体、 民間事業者等とのデータ連携を進める。

- 国土交通省において、インフラ・データプラットフォームの構築に向け、データ標準化を進めるとともに、クラウド化の可能性を含め、将来的にAI等を活用したシステムの在り方を検討する。
- 社会資本情報プラットフォームについては、来年度から、各府省、地方公共団体、民間事業者等との データ連携を推進する。あわせて、来年度から、地盤情報データベースの構築・運用や地下埋設物情報 の共有の拡大を進める。
- コンパクト・プラス・ネットワークの取組成果等の見える化に向けて、公共交通に関するデータの収集、分析、利活用を推進する。<再掲>

- インフラデータの連携に当たっては、都市経営にも役立つよう、スマートシティに関するデータとも幅広く 連携を図るべきである。
- インフラ・データプラットフォームにおける地方公共団体によるデータ連携について、データの標準化を進めつつ、関係府省で推進方策の検討を加速し、地方公共団体におけるデータ活用を進めるべきである。

WI KPIに関する事項

(KPIの設定状況)

● 社会資本整備等分野においては、30のKPIが設定されている。主な進捗状況の評価は以下の通りである。

A:11項目(37%)、B:7項目(23%)、N:6項目(20%)、F:6項目(20%)

(今回の改革工程表改定における対応)

ほぼ達成しているKPIについては目標値の見直しを行うとともに、進捗が十分ではないKPIについては関係する取組を促進するよう改革工程を拡充する。

- ほぼ達成しているKPIである、立地適正化計画を作成する市町村数とインフラメンテナンス国民会議の 参加者数については、目標値を見直す。
- 策定率の低い分野の個別施設計画については、未策定の地方公共団体の策定予定の把握、課題の分析を今年度中に行い、必要な対策を実施することで、着実な進捗を図る。<再掲>
- 「PPP/PFI推進アクションプラン」に定めるPPP/PFI事業の導入件数等に関わるKPIについて進捗が十分ではない。取組を加速化するため、優先的検討規程に基づく新たなPPP/PFI事業の検討に関わるKPIの設定や小規模自治体を対象としたノウハウの共有等の取組を進める。

- KPIである、「ブロックレベルの地域プラットフォームに参画する地方公共団体の数」と「地域プラットフォームの形成数」について、現時点で既に達成し又は達成に近づいているものであり、改革をさらに進めるため、KPIそのものや目標値の再検討を行うべきである。<再掲>
- 定量的目標が設定されていないKPIについては、現状の把握を速やかに行った上で、望ましい姿を明確にし、対応する定量的目標を明確化すべきである。

(地方行財政改革・分野横断的な取組)

1. 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

(これまでの取組状況)

- 地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費のうち「人口減少等特別対策事業費」について、2017年度から、「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へシフト。トップランナー方式について、16業務について2016年度から、2業務について2017年度から、基準財政需要額の算定に反映開始。
- 公営企業について、重点事業(下水道事業、簡易水道事業)を中心に、地方財政措置等により、公営企業会計の適用を推進。公営企業(水道事業、下水道事業、病院事業)の広域化等について、水道事業においては、各都道府県における広域化等の検討体制の構築を要請。下水道事業においては、全事業に求めている経営戦略の策定(2020年度まで)を通じて、最適化・広域化・共同化の検討を行うよう要請。病院事業においては、公立病院を設置する地方団体に対して、地域医療構想の策定を踏まえた新公立病院改革プランの策定を通じて、再編・ネットワーク化の検討を行うよう要請。公営企業の経営基盤強化について、経営戦略等の策定を集中的に推進。
- 地方創生推進交付金の創設・活用については、地方創生推進交付金事業を実施するとともに、地方創生加速化交付金 事業等の効果検証を実施し、地方公共団体の参考となるガイドライン及び特徴的な取組事例集を取りまとめ。

(今後の取組)

地方の頑張りや工夫を引き出す地方財政制度の改革、公営企業や第三セクターの経営の抜本的改革を推進。同時に歳 出改革効果の把握や取組の「見える化」を推進。

- 地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費のうち「人口減少等特別対策事業費」について、「取組の必要度」の応じた算定から「取組の成果」に応じたシフトを引き続き(2017年度から3か年かけて)段階的に実施。
- 窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書の作成・全国展開などの取組を強化し、その 状況を踏まえ、トップランナー方式の2019年度の導入を視野に入れて検討。また、トップランナー方式の2018年度の影響額について、その活用の在り方及び地方財政計画上の取扱いを明確化。

- 公営企業について、広域化や民間資金・ノウハウの長期利活用の観点から改革・再編等を促す。マネジメントの面での外部の知見の活用を充実。来年度中に「経営比較分析表」に管理者の設置の有無及び代表者の情報の記載を追加する等、内容の充実を図るとともに、一覧して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進。
- 公営企業の広域化等に向け、将来予測のための簡易支援ツール等の活用を推進。経営戦略の策定を通じた公営企業 の経営基盤強化について、引き続き取組状況の「見える化」等を通じた推進を図る。
- 第三セクターについて、財政的リスク状況を踏まえて、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進。
- 地方創生推進交付金の創設・活用について、来年度において、本年度にとりまとめたガイドライン及び特徴的な取組事例集を活用し、取組の効果的な検証体制や環境整備を促進するとともに、「平成29年度地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の効果検証を実施。
- 私立大学の公立大学化に際して、この問題の背景に私立大学の厳しい経営環境があることを踏まえ、文部科学省と総務省は連携してこれまでの公立化事例の財政上の影響分析を進めるとともに、公立大学化に際しての経営見通しや財政負担の見通し等を「見える化」する具体的な方策を検討する。

- 地方交付税に関し、重点課題対応分やまち・ひと・しごと創生事業費に係る地方公共団体の成果を関係府省が協力して把握・検証すべき。民間委託以外にもトップランナー方式の適用業務拡大を検討すべき。
- 公営企業に関し、水道事業について、広域化時の料金の統一化に向けた対応を検討すべき。新公立病院改革プランについて、新たなKPIの設定も視野に入れつつ、経営効率化の定量的な把握も行っていくべき。
- 民間活力の利活用、行政サービスの広域化などに頑張った地方公共団体の成果を反映した補助金・交付金、地方交付税を含めた支援の仕組みを拡大していくべき。
- 地方財政計画について、透明性、地方公共団体にとっての予見性の強化、説明責任等の観点から、速やかに見直しを 進めるべき。特に、予算・決算を通じたPDCAの実現、地方税収等の上振れ等に係る適正化、人口減少の下での地方 交付税の配分の在り方の検討等を進めるべき。
- 地方の行財政改革の推進・横展開に向けて、自治体の改革意欲を促す仕組みや地方財政計画上の取扱いを明確にすべき。

2. 地方行財政の「見える化」

(これまでの取組状況)

- 住民一人当たりの行政コストについて、経年比較や類似団体間比較を含めて性質別・目的別で網羅的に「見える化」。 面積や人口規模、高齢化比率等の条件を指定して自治体や住民が他団体と比較できるよう決算情報をe-Statに登録し、 データ検索や他の登録データと組み合わせた分析を可能とするなど、決算情報の利活用を行う上での利便性を向上。
- 地方公共団体の基金について、地方公共団体の基金の積立状況(2006年度末と2016年度末の残高の状況、今後3~5年の増減見込み)等に関する調査及び分析を実施。また、地方単独事業について、子ども医療費助成、私立高校の授業料への支援に係る地域差(2017年度時点等)を把握・分析。
- 地方交付税の基準財政需要額の内訳等について、都道府県分については2015年度から、市町村分については2016年度から、誰もが活用できる形で総務省ホームページで公開。
- 国庫支出金に関して、地方の裁量度が高く、一定規模以上の国庫支出金について、パフォーマンス指標の設定・「見える化」等の状況の調査を実施。関係府省庁から今後指標設定または検討するとした国庫支出金についてその取組状況を聴取しつつ、指標設定・「見える化」等の促進。

(今後の取組)

地方公共団体の基金、地方単独事業等を始めとして徹底した地方行財政の「見える化」を推進。地方公会計や固定資産 台帳を活用した自治体の保有資産の維持管理向上・活用を推進。

- 地方公共団体の基金について、来年度、基金の考え方・増減の理由・今後の方針を含め、各地方公共団体に財政状況に関する公表内容の充実を要請した上で、公表内容の「見える化」の促進について検討。
- 地方単独事業について、各地方公共団体の実態把握と「見える化」を推進。
- 整備が進む統一的基準の地方公会計を地方公共団体の資産管理向上に活用。特に、基金の現状、固定資産台帳や公益企業・第三セクター等への出資金明細等の整備など、比較可能な形で、情報公開の徹底・拡充を促進。
- 引き続き、所管府省庁におけるパフォーマンス指標の設定等及び「見える化」を促し、国庫支出金の配分のメリハリを促進するとともに、パフォーマンス指標及びその関連データについて、自治体の取組を比較可能な形で公表。

3. 地方行政分野における改革

(これまでの取組状況)

- 窓口業務の民間委託等の全国展開のため、2016~2018年度の各年度においてモデルとなるような改革を実践してもらう「業務改革モデルプロジェクト」を6団体程度において実施。今年度は7市町村において「業務改革モデルプロジェクト」を実施。
- 標準委託仕様書(案)等を使用するモデル自治体における窓口業務の民間委託の試行等を通じて、今年度中に標準委託仕様書等を完成。
- 連携中枢都市圏及び定住自立圏について、新たな圏域形成を促進。総務省から各圏域に対し、2016年度中に、各圏域の特性を踏まえ、施策や事業に応じて成果指標(KPI)を設定することを含め、成果を検証する仕組みを構築し、結果を明らかにするよう要請。

(今後の取組)

窓口業務の民間委託を始めとして、先進・優良事例の全国展開、地方公共団体の境界を超えた広域化・共同化を推進。

- 引き続き、「業務改革モデルプロジェクト」を実施し、モデル自治体の取組の他の自治体への波及を推進するとともに、 具体的な取組内容と歳出効率化の効果(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を組み合せて「見える化」する。また、プロジェクト参加団体以外も含め、業務分析の手法を用いた先進団体における歳出効率化の実績(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握、類型化して公表。
- 標準委託仕様書等の対象分野の拡充について、来年度、自治体の要望を踏まえ、必要性が高い分野から取組の拡充 を行うとともに標準委託仕様書等の全国展開を進める。また、歳出削減効果を測定する簡便なツールを完成するととも に、同ツールを用いて歳出削減効果を把握し、その結果を公表。
- 連携中枢都市圏及び定住自立圏について、圏域形成に意欲を持つ団体に対し、個別に支援を実施する。

(今後取り組むべき課題)

● 地方公共団体の窓口業務について、民間委託にとどまらず、マイナンバーシステムやAI等の活用により、窓口業務自体の省力化を目指すべき。

4. IT化と業務改革、行政改革

(これまでの取組状況)

- マイナポータルにおける子育てワンストップサービス、コンビニ交付サービス等に関し、関係府省で構成する「ワンストップ・カードプロジェクトチーム」において、2016年12月に「アクションプログラム」をとりまとめ。総務省において、2017年3月に「マイナンバー利活用推進ロードマップ」を策定。2017年11月より、情報連携及びマイナポータルの本格運用を開始。
- 自治体クラウドの取組の全国展開等については、自治体クラウドの取組事例(全国で56グループ)の深堀り・分析及び整理・類型化を実施し、その結果を自治体に対し助言、提供するとともに、総務省と内閣官房IT室が自治体クラウド導入の具体的検討を要請。

(今後の取組)

マイナポータルの利活用メニューの拡充、自治体クラウドの全国展開など、国や自治体のIT化・BPRの徹底推進を図るとともに、公共サービスイノベーションに係る先進事例の全国展開を推進。

- マイナンバーの利用範囲の拡大について、2019年度通常国会に関連法案を提出すべく、戸籍事務、旅券事務等の公共性の高い業務への拡大について、法制上の措置を検討。
- マイナンバーカードについて、今年度から、マイナンバーカード利活用推進ロードマップに基づく、官民の取組みを強力に推進し、PDCAを確保する観点から、指標等に基づき、進捗状況を把握。
- 自治体クラウドについては、引き続き、自治体クラウド導入自治体における歳出効率化の成果を公表するとともに、総務省は、各地方公共団体がクラウド導入等の計画を策定するよう助言し、来年度以降、その計画の策定状況について、ヒアリング等を通じて進捗を管理。
- 来年度において、自治体クラウドを導入したグループにおける歳出効率化の成果を態様別に類型化、分析し、その中で見つかった先進・優良事例を横展開することで、行政サービスの広域化・連携を促進。

- マイナンバーカードについて、マイナポータルの周知と利活用メニューの拡充など、KPIと工程を明確にし、国民運動と して展開すべき。
- 自治体の中には国の取組を超える先進的な行財政改革を推進する団体もあり、こうした事例の募集・表彰、コストと成果の見える化等を通じて横展開を促すべき。

5. KPIに関する事項

(KPIの設定状況)

地方行財政改革・分野横断的な取組においては、54のKPIが設定されている。進捗状況の評価は以下の通りである。 A:23項目(43%)、B:3項目(5%)、N:16項目(30%)、F:12項目(22%)

(今回の改革工程表改定における対応)

既に目標を達成済又は来年度以降の目標がないKPIについては、目標値の見直し又はKPIを新たに設定。また、関連する取組が終了し新たなフェーズに入るKPIについては、新たなKPIを設定。

- 既に目標を達成しているKPIである、地域運営組織の形成数、庶務業務の集約化及び各種証明書のコンビニ交付の実施団体数(人口)については、目標値を見直す。
- 来年度以降の目標がないKPIである、固定資産台帳を整備した地方自治体数、統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数、クラウド導入市区町村数及び左記取組の取組促進策等に沿ってIT化・BPRに取り組んだ自治体数については、新たなKPI又は目標値を設定する。
- 標準委託仕様書等を使用するモデル自治体数については、来年度より、完成した標準委託仕様書等を全国展開を進めることから、標準委託仕様書等を使用する自治体数に係るKPIを設定する。

- 来年度に100%の策定率を目指している新公立病院改革プランについて、新たなKPIの設定も視野に入れつつ、経営効率化の定量的な把握も行っていくべき。(再掲)
- マイナンバーカードについて、マイナポータルの周知と利活用メニューの拡充など、KPIと工程を明確にし、国民運動として展開すべき。(再掲)
- 定量的な目標が設定されていないKPIや目標が来年度に設定されているKPIについては、現状の把握を速やかに行った上で、望ましい姿を明確にし、対応する定量的な目標を明確化すべき。